



2016年11月28日

各位

会社名 日本電気株式会社  
代表者名 代表取締役執行役員社長兼 CEO 新野 隆  
(コード番号 6701 東証第一部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 飾森 亜樹子  
(TEL : 03-3798-6511)

## 日本航空電子工業株式会社株式(証券コード 6807)に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

日本電気株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2016年5月31日付けプレスリリース「日本航空電子工業株式会社株式(証券コード 6807)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、2016年5月31日開催の取締役会において、国内外の独占禁止法・競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等を前提条件として、日本航空電子工業株式会社(東証第一部:コード番号 6807、以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施する旨を決議し、平成28年11月頃には本公開買付けを開始することを目指しておりました。

今般、中国を除く国内外の独占禁止法・競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、また、中国の独占禁止法に基づく必要な手続及び対応についても本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)満了の前日までに完了する目処が付いたことから、公開買付者は、当初の予定通りの時期に本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、平成28年11月28日開催の取締役会において、本公開買付けを平成28年11月29日より開始する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)22,491,671株(所有割合(注1)24.67%)を所有するとともに、議決権行使の指図権を留保して三井住友信託銀行株式会社を受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託)とする退職給付信託(以下「公開買付者退職給付信託」といいます。)に拠出している対象者株式13,800,000株(所有割合15.14%)と合わせて、対象者株式36,291,671株(所有割合39.81%)を実質的に保有しており、対象者を持分法適用関連会社としています。

(注1)「所有割合」とは、対象者が平成28年11月11日に提出した第87期第2四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年11月11日現在の対象者の発行済株式総数(92,302,608株)に、対象者が平成28年6月22日に提出した第86期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された平成28年5月31日現在の新株予約権(253個)及び本四半期報告書に記載された平成28年7月10日付で発行した新株予約権(70個)の合計(323個)から平成28年6月1日以降平成28年11月11日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使による減少(11個)を除いた数の新株予約権(312個)の目的となる対象者株式数(312,000株)を加算し、対象者が平成28年10月26日に公表した「平成29年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載された平成28年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(1,442,475株)を控除した株式数(91,172,133株)に対する割

合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）をいい、以下同じとします。なお、対象者によれば、平成 28 年 11 月 11 日現在の対象者が所有する自己株式数は、平成 28 年 9 月 30 日から変動はないとのことです。

公開買付者は、平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、国内外の独占禁止法・競争法に基づく必要な手続及び対応を終えること並びに対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を行うことについて適法かつ有効に承認をし、その旨の公表をしていることを本公開買付けの開始の条件として、本公開買付けを実施する旨を決議し、平成 28 年 11 月頃には本公開買付けを開始することを目指しておりました。

今般、中国を除く国内外の独占禁止法・競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、また、中国の独占禁止法に基づく必要な手続及び対応についても本公開買付けにおける公開買付期間満了の前日まで完了する目処が付いたことから、公開買付者は、当初の予定通りの時期に本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、平成 28 年 11 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けを平成 28 年 11 月 29 日より開始することを決議いたしました。

本日現在、対象者株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場及び対象者の経営の自主性を維持しながら、事業連携関係を強化する方針であることから、本公開買付けにおいては、公開買付者は、10,000,000 株（本日現在、公開買付者及び公開買付者退職給付信託が所有する対象者株式と合わせて 46,291,671 株、所有割合にして 50.77%）を買付予定数の上限と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（10,000,000 株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,000,000 株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、対象者によれば、対象者は、平成 28 年 5 月 31 日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、対象者の企業価値に重大な影響を及ぼし、対象者が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことを条件として、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。また、当該取締役会においては、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていること、及び本公開買付けの予定の公表日の前営業日（平成 28 年 5 月 30 日）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と公開買付者は、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

今般、対象者によって公表された平成 28 年 11 月 28 日付「日本電気株式会社による当社株式に対す

る公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、本公開買付けの開始にあたり、対象者は、公開買付者の連結子会社となることによって、対象者と公開買付者との間の長年にわたる相互の信頼関係の存在を背景に、本公開買付けが、両社間の連携を深めることを通じて対象者の事業価値の向上に資すると考えられること、公開買付者が、現状の対象者の上場維持を前提に、対象者のこれまで通りの独立した上場会社としての自主・自立による経営を尊重するとしていること、公開買付者は、対象者の少数株主の権利については十分に配慮するとしていること、公開買付者における中国の独占禁止法に基づく必要な手続及び対応についても公開買付期間満了の前日までに完了する目処が付いたとの報告があったこと、及び上記の本公開買付けへの賛同に係る条件が充足されたことを確認できたこと、並びに上記平成 28 年 5 月 31 日開催の対象者取締役会以降の環境の変化及び連携協議の進展等を踏まえ、改めて検討した結果、本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成 28 年 11 月 28 日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。

また、当該取締役会においては、本公開買付価格は、平成 28 年 5 月 30 日に日本政策投資銀行より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていることを踏まえ、その後の事業環境等の変化の影響並びに平成 28 年 7 月 27 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」(以下「本業績予想の修正に関するお知らせ」といいます。)及び本決算短信により公表された対象者の業績予想の修正を考慮すれば現時点においては本公開買付価格を引き上げるべき環境にあるとはいえないこと、平成 28 年 11 月 28 日の前営業日(平成 28 年 11 月 25 日)の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と公開買付者は、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

対象者の取締役会の意思決定過程の詳細については、後記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

### ① 本公開買付けの目的及び背景

公開買付者並びに公開買付者の子会社 217 社及び持分法適用関連会社 52 社(平成 28 年 3 月 31 日現在)からなる NEC グループは、①主に官公、公共、医療、金融及びメディア向けにシステム・インテグレーション、サポート、アウトソーシング、クラウドサービス及びシステム機器等を提供する「パブリック事業」、②主に製造業及び流通・サービス業向けにシステム・インテグレーション、サポート、アウトソーシング及びクラウドサービス等を提供する「エンタープライズ事業」、③主に通信事業者向けにネットワークインフラ、サービス&マネジメント等を提供する「テレコムキャリア事業」並びに④ハードウェア、ソフトウェア、企業ネットワーク及びサービス(データセンター基盤、サポート)の提供を中心とする「システムプラットフォーム事業」のセグメントにわたって、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しております。

公開買付者は、人が豊かに生きる安全・安心・効率・公平な社会を実現するために、社会価値創造型企業として ICT(注 1)を活用して社会インフラを高度化する「社会ソリューション事業(上記パブリック事業、エンタープライズ事業、テレコムキャリア事業の各セグメントにて展開する事業の総称)」

に注力しています。「2018 中期経営計画（2016 年度から 2018 年度）」では、営業利益率 5%の実現に向けて収益構造の立て直しに取り組むとともに、社会ソリューション事業のグローバル化を推進し成長軌道への回帰を図ることで、中長期的な企業価値の向上を目指しています。

社会ソリューション事業のグローバル化を推進し成長軌道への回帰を図るため、具体策としては、リアルタイムでの事象把握により、さらなる安全・安心の確保に貢献するセーフティ事業、社会のニーズに対応した通信事業者の新サービスの迅速な実現に貢献するグローバルキャリア向けネットワーク事業、大手コンビニチェーンなどにおける 24 時間 365 日の店舗運営や消費者の利便向上に貢献するリテール向け IT サービス事業を注力事業と定義し、市場成長が見込める領域にリソースを集中することにより、事業拡大を図ります。公開買付者は、これらの取り組みにより、人が豊かに生きるための安全・安心・効率的・公平な社会の実現に、グローバルで貢献するとともに、自らも成長していく「社会価値創造型企業」への変革に全力で取り組んでいます。

(注1) Information and Communication Technology (情報通信技術) の略称をいいます。

一方、対象者並びに対象者の子会社 25 社及び関連会社 2 社（平成 28 年 3 月 31 日現在）からなる航空電子グループは、「開拓、創造、実践」の企業理念のもと、独自の革新的、創造性に富んだ高い技術・開発力を背景に、主に携帯機器市場、自動車市場、産業機器・社会インフラ市場をはじめ幅広い市場向けに各種コネクタ製品を開発・製造・販売する「コネクタ事業」、車載用静電タッチパネルなどの自動車市場向け製品、産業機器・医療機器向けの各種操作パネルなどの製品を開発・製造・販売する「インターフェース・ソリューション事業」、飛行制御装置、慣性航法装置、電波高度計などの防衛・宇宙用電子機器、及び半導体・液晶製造装置向け制振・駆動用機器、油田掘削向けセンサ、車載用回転角度センサなどの産業機器・社会インフラ及び自動車市場向け製品を開発・製造・販売する「航機事業」の 3 つの事業を展開しております。対象者は、「Technology to Inspire Innovation」「対象者の開発する技術が、お客様の独創的な商品開発に新しい扉を拓きます。」を標榜し、お客様のイノベーション実現を加速する技術開発・ものづくりに注力しており、長年にわたり、世界のお客様からパートナーとしての高い信頼をいただくため、「連結経営を基軸としたグローバルな事業展開」「グローバルマーケティングと技術開発力の強化」「品質・もの作りの革新」を経営の基本方針として推進してきました。現在、携帯機器市場、自動車市場及び産業機器・社会インフラ市場を重点 3 市場と位置づけ、成長機器、成長市場に対する積極的なグローバルマーケティングと新製品開発活動を通じて、過去 5 年間に於いて年平均 12%の売上高成長率（平成 28 年 3 月期と平成 24 年 3 月期との対比）を遂げ、その間の海外売上高比率は 54%（平成 24 年 3 月期）から 71%（平成 28 年 3 月期）に拡大、また売上高経常利益率 9.4%（平成 28 年 3 月期）の連結業績を実現しております。

対象者は、昭和 28 年 1 月に公開買付者が航空エレクトロニクス事業に進出する際に、当該事業を担う位置づけの 100%出資の子会社として設立され、以降自主自立の経営を通じて独自に事業を発展させてまいりました。昭和 48 年 4 月に東京証券取引所市場第二部に上場、昭和 55 年 9 月に東京証券取引所市場第一部に上場しましたが、当該上場後も、公開買付者は、対象者を連結子会社として位置づけてまいりました。公開買付者は IT バブル崩壊後、IT・ネットワークソリューション領域へ注力するという経営方針のもと、平成 16 年 3 月に対象者の株式の一部（10,000,000 株、1 株につき 1,031 円）を株式売出しにより売却し、それ以降、対象者を持分法適用関連会社と位置づけてきましたが、以後今日に至るまで、公開買付者及び対象者は、互いに独立した上場企業として緩やかな連携を続けてまいりました。

今般、公開買付者は、IoT（注 2）時代の到来等、社会・経済構造が変化する中、ICT を活用した社会ソリューション事業のグローバル化を推進するためには対象者との連携を更に強固にすることが必要と判断するに至り、平成 28 年 3 月中旬、対象者に対し、両社の連携強化に関する経営方針の明確化と事業連携施策を共同で実行するために公開買付けを行いたいとの提案を行い、当該提案に対する両社経営トップレベルでの協議を開始しました。それを受け、公開買付者及び対象者は、平成 28 年 4 月上旬から本公開買付けについて本格的な協議を重ね、両社の企業価値向上に向けた事業運営に係る施策について様々な角度から検討を行ってまいりました。その結果、公開買付者及び対象者は、両社及び NEC グループの経営資源を結集することによる両社の事業基盤の強化を実現するためには、対象

者を公開買付者の連結子会社として改めて位置づけ直し、それを社内外に示す必要があるとの判断から、本公開買付けを通じた公開買付者と対象者との資本関係の強化が重要であるとの結論に至りました。

(注2) Internet of Things の略称であり、様々なものがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みをいいます。

今回の公開買付者及び対象者の連携強化は、(i) ICT を核とした大きな社会インフラの変革が想定される中で、IoT、自動車の自動運転などの成長領域における連携や、公開買付者の保有するサービス、システムなどのソリューション力と対象者の保有する技術・製品、グローバルな顧客との関係などの力を融合させることによる市場開拓力・マーケティング力の強化、技術・新製品・システム・ソリューション開発における交流の活発化、(ii) 公開買付者のパブリック事業及び対象者の航機事業が担う航空宇宙防衛事業の将来の事業発展に向けた協業、(iii) 両社の持つグローバルネットワークや技術の相互活用、(iv) 研究開発面での協力関係強化、クロスライセンス契約などを通じたNECグループの広範な知的財産の活用、(v) 各種先端情報・経営ノウハウ・リソースの活用を通じた事業運営の効率化等、両社及びNECグループの経営資源を結集することによる両社の事業基盤の強化を実現することを目的としております。

公開買付者は、今後、増え続ける世界人口が都市に集中し、また、それを上回るペースでエネルギーや食糧の需要が高まる中、地球の限りある資源を無駄なく使い、公平で持続できる社会を築いていくために、ICT を原動力とした新たな社会インフラの創出が求められているとの認識のもと、グローバル・メガトレンド(注3)を踏まえた社会課題とその解決に向けて、ICT を活用した社会ソリューション事業を通じて、「安全」「安心」「効率」「公平」という価値の提供に努めていますが、公開買付者がグローバルで競争力を持ち、事業を拡大していくためには、公開買付者が注力する社会ソリューション事業における魅力のあるソリューションの整備とともに、現地でのサービス提供能力及びお客様との信頼関係の醸成といったグローバル事業基盤の強化が喫緊の課題となっております。また、世界のICT関連のデータは増加し続け、将来、膨大なデータが流通すると見込まれる中で、これまで制御の対象としていなかった様々なモノから大量のデータを集めることが可能となり、それらのデジタルデータに高度な分析・解析を介すことで付加価値を見出すことができるようになります。来るべきIoT時代においては、デジタルの世界で見出されたデータの付加価値を、現実の社会・産業・生活に対して高速かつリアルタイムに反映させることで、新たな社会価値創造の機会、産業構造の変革、知識創造プロセスの変化などが生み出されていくことが想定されます。公開買付者は、幅広い業種間での連携を通じて、これまで制御の対象としていなかった様々なモノから膨大なICT関連のデータを集め、分析し、解析することで新たな社会価値を創出し、より良い社会の実現を目指しております。

(注3)「グローバル・メガトレンド」とは、世界が直面する大きな潮流(メガトレンド)をいいます。

かかる現状の課題等に関連して、公開買付者及び対象者は、特に、

- (a) 公開買付者が有するサービス、システムなどのソリューション視点を起点としたアプローチと、対象者が持つ素材・技術・製品・システムを起点としたアプローチとを融合することによる、既存の事業領域の枠を超えた事業展開の可能性を共有するとともに
- (b) 両社が、航空宇宙防衛事業において長年日本のナショナルセキュリティ、及び宇宙開発に貢献してきたことを踏まえ、同事業における両社の将来の発展に向けた事業協業の更なる推進の実現に向けて連携を強化していくことの重要性を相互に確認しております。

また、対象者が公開買付者の100%出資の子会社として設立された後、対象者の株式公開、ITバブル崩壊後の公開買付者のIT・ネットワークソリューション領域への注力という経営方針に基づく対象者株式の売出しを通じて、徐々に公開買付者の対象者株式の所有割合は低下してきましたが、両社間には長年にわたり継続してきた資本や人的な関係を通じて醸成された相互の深い信頼関係が保たれていることを背景に、対象者は、公開買付者の対象者株式の所有割合が平成16年3月以前の水準に戻る

ことを契機に、事業価値向上のため、改めて公開買付者との連携強化を図るとのことです。

具体的には、対象者は、

- (a) 対象者がこれまでも進めてきた部品単体に留まらず、材料・素材に関わる技術をベースとしたモジュール（複合製品）・製品への事業領域拡大を踏まえ、既存の事業領域の枠を超えた更なる事業展開の広がりに向けた公開買付者との連携による発展の可能性の模索（例えば、情報通信技術の高度化につれてコネクタやセンサもシステムと一体化する流れの中で、様々な業界におけるIoTの利活用や、自動車の自動運転をはじめとする、情報通信技術を鍵とした大きな社会インフラの変革に対する、公開買付者が有するサービス、システムなどのソリューション視点からのマーケティングの活用推進や、システムから製品、モジュール、部品、素材に至る一貫したソリューション開発の推進）
- (b) 対象者の持つ高速伝送・高周波技術、高電流、耐環境性能、精密加工技術、信頼性評価技術などの強みに加え、公開買付者が持つ研究開発力、知的財産の活用や公開買付者が有する異なる視点からのアプローチによる、技術的な課題の克服の加速
- (c) 公開買付者が持つグローバルネットワークを活用した海外マーケティング、市場開拓力の拡充
- (d) 両社が、航空・宇宙・防衛事業において長年日本のナショナルセキュリティ及び宇宙開発に貢献してきたことを踏まえた同事業における両社の将来の発展に向けた事業協業の更なる推進
- (e) 対象者の企業規模拡大や事業の幅の広がりに対応した経営基盤拡充にあたり、公開買付者が有する各種経営ノウハウ、リソースの活用

を図るとのことです。

また、対象者は、上記の事業価値の向上を図りつつも、対象者が今後も持続的な発展により企業価値を向上させていくためには、対象者の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが非常に重要であると認識しているとのこと。他方、公開買付者としても、同様の認識のもと、後記「②本公開買付け後の経営方針」記載の通り、対象者株式の上場を維持し、現状の対象者の上場会社としての自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深めることとしており、今後、企業価値の向上に関する具体的な取り組みに向け、対象者との協議・検討を活発化させる意向です。

以上のことから、対象者は、平成28年5月31日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、対象者の企業価値に重大な影響を及ぼし、対象者が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことを条件として、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのこと。す。

また、当該取締役会においては、日本政策投資銀行より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていること、及び本公開買付けの予定の公表日の前営業日（平成28年5月30日）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と公開買付者は、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するかどうかについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのこと。す。

今般、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの開始にあたり、対象者は、公開買付者の連結子会社となることによって、対象者と公開買付者との間の長年にわたる相互の信頼関係の存在を背景に、本公開買付けが、両社間の連携を深めることを通じて対象者の事業価値の向上に資すると考えられること、公開買付者が、現状の対象者の上場維持を前提に、対象者のこれまで通りの独立した上場

会社としての自主・自立による経営を尊重するとしていること、公開買付者は、対象者の少数株主の権利については十分に配慮するとしていること、公開買付者における中国の独占禁止法に基づく必要な手続及び対応についても公開買付期間満了の前日までに完了する目処が付いたとの報告があったこと、及び上記の本公開買付けへの賛同に係る条件が充足されたことを確認できたこと、並びに上記平成28年5月31日開催の対象者取締役会以降の環境の変化及び連携協議の進展等を踏まえ、改めて検討した結果、本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成28年11月28日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。

また、当該取締役会においては、本公開買付価格は、平成28年5月30日に日本政策投資銀行より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていることを踏まえ、その後の事業環境等の変化の影響並びに本業績予想の修正に関するお知らせ及び本決算短信により公表された対象者の業績予想の修正を考慮すれば現時点においては本公開買付価格を引き上げるべき環境にあるとはいえないこと、平成28年11月28日の前営業日（平成28年11月25日）の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と公開買付者は、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

対象者の取締役会の意思決定過程の詳細については、後記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

## ② 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、対象者が今後も持続的な発展により企業価値を向上させていくためには、対象者の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが非常に重要であると認識しており、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持し、また、現状の対象者の上場会社としての自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深めることとしており、企業価値の向上に関する具体的な取り組みに向け、今後対象者との連携強化を協議・実現していくための協議会を設置する予定です。

なお、公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関して、公開買付者と対象者との間で、公開買付者の対象者に対する議決権保有比率を51%以下とし、対象者株式の上場を維持することを基本方針とし、基本方針に変更が生じる場合には、公開買付者は対象者の意向を尊重する旨、対象者は役員人事等につき公開買付者に対し事前に報告のうえ、実行する旨、対象者は経営計画に関する目標設定や業績コントロール等事業運営に係る事項につき自らの責任で意思決定及び執行する旨、公開買付者による対象者の連結子会社化後に開催される対象者の最初の株主総会以降、公開買付者が対象者に対して取締役を1名派遣する旨、公開買付者は対象者の少数株主の権利については十分に配慮する旨等について合意しております。詳細は、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「(i) 本公開買付け及び公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書」の「①基本方針」及び同「④ 公開買付者による対象者の経営への関与」をご参照ください。

## (3) 本公開買付けに関する重要な合意

### (i) 本公開買付け及び公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書

公開買付者と対象者は、平成28年5月31日付けで、本公開買付け及び公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しております。本覚書の概要は以下の通りです。

#### ① 基本方針

公開買付者の対象者に対する議決権保有比率（公開買付者が保有する議決権数の、対象者の発行済株式総数から自己株式数を控除した数を単元株式数で除した値に対する割合をいいます。）は、公開買付者による対象者の連結子会社化（以下「本子会社化」といいます。）後も公開買付者が公開買付者の退職給付信託に拠出している対象者の株式を含め51%以下とし、また、対象者株式の上場を維持する。但し、基本方針に変更が生じる場合には、公開買付者は対象者の意向を尊重する。また本子会社化後、対象者が新株発行又はそれに準ずる行為を行う場合には、公開買付者は、基本方針に基づき可能な限り協力する。

#### ② 公開買付者による本公開買付けの実施

公開買付者は、(1)対象者の取締役会が、後記「③対象者による賛同意見の表明」に定める賛同意見を行うことについて適法かつ有効に承認をし、その旨の公表をしていること、及び(2)国内外の独占禁止法・競争法の手続及び対応に関し、本公開買付けの開始及び実行が当該国の独占禁止法・競争法に違反又は抵触しない旨の許認可若しくは意見が取得され又は異議なく待機期間が満了していることの各条件が、本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件として、本公開買付けを実施する。但し、公開買付者は、その任意の裁量により、当該条件の全部又は一部の充足を前提条件として放棄することができる。

#### ③ 対象者による賛同意見の表明

対象者は、(1)対象者の企業価値に重大な影響を及ぼし、対象者が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び、(2)本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことの各条件が、本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、これを公表するものとし、上記前提条件が維持されている限り、公開買付期間が終了するまでこれを維持する。

#### ④ 公開買付者による対象者の経営への関与

公開買付者及び対象者は、本子会社化後も、対象者の健全な事業運営が維持されている限り、以下のとおり、対象者が公開買付者のグループ経営方針を尊重しつつ、上場会社として自主的な経営を行うものであることを確認する。

- (a) 対象者は、役員人事、配当方針の決定、財務体質に重大な影響を及ぼす投資、年度業績予想及び修正予想の公表等について、公開買付者に対し事前に報告のうえ、実行する。
- (b) 対象者は、経営計画に関する目標設定や業績コントロール、投資計画の策定・実行など、事業運営に係る事項について、自らの責任で意思決定及び執行する。
- (c) 対象者は、従業員に対する各種制度及び施策について、両社間の協力関係を維持したうえで、自主的に企画、判断及び実行する。
- (d) 公開買付者は、本子会社化後に開催される対象者の最初の株主総会以降、対象者に対し、取締役を1名派遣する。

本④の規定は、公開買付者の対象者に対する株主としての正当な権利の行使を妨げるものではない。なお、公開買付者は、対象者の少数株主の権利については十分に配慮する。

#### (ii) 退職給付信託契約

公開買付者は、三井住友信託銀行株式会社との間の平成13年2月21日付退職給付信託契約（その後の変更契約を含みます。）に基づき、対象者株式13,800,000株を、議決権行使の指図権を留保して三井住友信託銀行株式会社を受託者とする公開買付者退職給付信託に拠出しており、当該株式は、公開買付者、三井住友信託銀行株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び上記退職給付

信託契約に係る信託管理人の間の平成13年2月21日付退職給付信託契約の信託事務の委託に関する四者間協定に基づき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されています。

また、上記退職給付信託契約において、公開買付者が公開買付者退職給付信託に拠出している株式(対象者株式13,800,000株(所有割合15.14%))を含みます。)について、信託管理人の指図がなければ処分等(本公開買付けへの応募を含みます。)しない旨が合意されており、公開買付者は、信託管理人との間で、本公開買付けへの応募の指図をしないことを合意しております。

#### (4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者は、公開買付者及び公開買付者退職給付信託が所有している株式数と合わせて、対象者株式36,291,671株(所有割合39.81%)を実質的に保有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、及び対象者に対して公開買付者から1名の社外監査役を派遣していることを考慮し、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

##### ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

SMBC日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、SMBC日興証券から平成28年5月30日に株式価値算定書を取得しました。なお、SMBC日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

なお、公開買付者がSMBC日興証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

##### ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、日本政策投資銀行の有する中立性を考慮し、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、同行に対し対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。日本政策投資銀行は、対象者との間に融資にかかる取引関係がありますが、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者の株式価値の算定にあたっては、日本政策投資銀行における融資担当部門からは独立したアドバイザー一担当部門が独自に業務を行っており、この点からも上記取引関係が対象者の株式価値の算定業務に影響を与えることはないと考えているとのことです。

日本政策投資銀行は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所に上場し、継続的に値付けがなされ、株価形成上十分な流動性も確保されており、多数の投資判断の結果が反映されていると想定されることから採用した市場株価法のほか、M&Aにおける基本的な評価手法であり、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから採用した類似会社比較法、及び対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるために採用したDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行

ったとのことです。対象者は日本政策投資銀行から平成 28 年 5 月 30 日に対象者株式に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、日本政策投資銀行から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

日本政策投資銀行により、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用された手法及び当該手法に基づいて算定した対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	1,283 円から 1,419 円
類似会社比較法	1,534 円から 1,944 円
DCF 法	1,616 円から 2,268 円

市場株価法では、平成 28 年 5 月 27 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値 1,419 円、基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,342 円（小数点以下四捨五入、以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,283 円及び基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,401 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、1,283 円から 1,419 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その 1 株当たりの株式価値の範囲は、1,534 円から 1,944 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、対象者に係る事業計画（平成 29 年 3 月期から平成 32 年 3 月期まで）における収益や投資計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成 29 年 3 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,616 円から 2,268 円までと分析しているとのことです。

なお、当該 DCF 法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、当該事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではないとのことです。

### ③ 対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして東京八丁堀法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けているとのことです。

### ④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からの本公開買付けに関する説明のほか、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③ 対象者における外部の法律事務所からの助言」に記載のとおり日本政策投資銀行から対象者の株式価値評価に関する株式価値算定書を取得し、また、東京八丁堀法律事務所からの法的助言を得ながら、公開買付者からの提案を慎重に検討し、公開買付者との協議を重ねるとともに、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、平成 28 年 5 月 31 日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、対象者の企業価値に重大な影響を及ぼし、対象者が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことを条件として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、これを公表する旨を決議したとのことです。

また、当該対象者取締役会においては、日本政策投資銀行より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていること、及び本公開買付けの予定の公表日の前営業日（平成 28

年5月30日)の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と公開買付者は、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

今般、本公開買付けの開始にあたり、対象者は、公開買付者の連結子会社となることによって、対象者と公開買付者との間の長年にわたる相互の信頼関係の存在を背景に、本公開買付けが、両社間の連携を深めることを通じて対象者の事業価値の向上に資すると考えられること、公開買付者が、現状の対象者の上場維持を前提に、対象者のこれまで通りの独立した上場会社としての自主・自立による経営を尊重するとしていること、公開買付者は、対象者の少数株主の権利については十分に配慮するとしていること、公開買付者における中国の独占禁止法に基づく必要な手続及び対応についても公開買付期間満了の前日までに完了する目処が付いたとの報告があったこと、及び上記の本公開買付けへの賛同に係る条件が充足されたことを確認できたこと、並びに上記平成28年5月31日開催の対象者取締役会以降の環境の変化及び連携協議の進展等を踏まえ、改めて検討した結果、本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成28年11月28日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。

また、当該取締役会においては、本公開買付価格は、平成28年5月30日に日本政策投資銀行より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていることを踏まえ、その後の事業環境等の変化の影響並びに本業績予想の修正に関するお知らせ及び本決算短信により公表された対象者の業績予想の修正を考慮すれば現時点においては本公開買付価格を引き上げるべき環境にあるとはいえないこと、平成28年11月28日の前営業日(平成28年11月25日)の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と公開買付者は、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

なお、平成28年5月31日及び同年11月28日における上記各決議に係る議案の審議に参加した監査役(社外監査役を含む)はいずれも、当該各決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者監査役の松本康子氏は、公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避し、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記各決議に関する対象者取締役会に出席しておらず、対象者の立場において、本公開買付けに関する公開買付者との協議・交渉に参加していないとのことです。

#### (5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにおいてその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者株式の追加取得を行うことは、現時点で予定しておりません。他方、本公開買付けにおいて対象者を連結子会社化するに至らない場合には、対象者と対応方針を協議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する具体的な予定はありません。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、対象者株式10,000,000株(所有割合10.97%)を買付予定数の上限として設定しておりますので、本公開

買付けにより当該10,000,000株の買付け等を行った後に公開買付者が実質的に所有することになる対象者株式は46,291,671株（所有割合50.77%）であり、公開買付者は本公開買付けに伴う対象者の上場廃止を企図しておりません。また、上記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「(i) 本公開買付け及び公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書」記載のとおり、公開買付者と対象者は、対象者の連結子会社化後も、対象者株式の上場を維持することについて合意しております。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は引き続き上場が維持される予定です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	日本航空電子工業株式会社	
② 所 在 地	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	社長 小野原 勉	
④ 事 業 内 容	コネクタ、インターフェース・ソリューション機器、航空・宇宙用の電子機器及び電子部品の製造・販売並びにこれらに関連する機器及び部品等の仕入販売	
⑤ 資 本 金	10,690百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和28年1月19日	
⑦ 大株主及び 持株比率 (平成28年9 月30日現在) (注1)	日本電気株式会社	24.75%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	15.19%
	THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1	4.37%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.10%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.04%
	JP MORGAN CHASE BANK 385078	1.82%
	CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1.67%
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1.61%
	JP MORGAN CHASE BANK 380634 STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1.58% 1.12%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係 (注2)	公開買付者は対象者の発行済株式総数(92,302,608株)の24.37%に相当する22,491,671株を直接に所有するとともに、議決権行使の指図権を留保して公開買付者退職給付信託に拠出している対象者の発行済株式総数の14.95%に相当する13,800,000株と合わせて、対象者の発行済株式総数の39.32%に相当する36,291,671株を実質的に保有しております。	
人 的 関 係	公開買付者は、対象者に対して社外監査役を1名派遣しております。	
取 引 関 係	公開買付者は、対象者より、公開買付者が使用する一部部品の供給を受けております(対象者の平成28年3月期における当該取引に関する売上高496百万円)。また、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者の一部製品の供給を行っております(公開買付者の平成28年3月期における当該取引に関する売上高201百万円)。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の持分法適用関連会社に該当します。	

(注1) 自己株式は、大株主から除外しています。大株主の持株比率は自己株式を控除して計算しています。また、

持株比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(注2) 資本関係欄における持株比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

## (2) 日程等

### ①日程

取締役会決議	平成28年11月28日(月曜日)
公開買付開始公告日	平成28年11月29日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成28年11月29日(火曜日)

### ②届出当初の買付け等の期間

平成28年11月29日(火曜日)から平成29年1月17日(火曜日)まで(30営業日)

### ③対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,920円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

SMB C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、SMB C日興証券から平成28年5月30日に株式価値算定書を取得しました。なお、SMB C日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 1,288円~1,396円
類似上場会社比較法	: 1,496円~2,255円
DCF法	: 1,516円~2,382円

市場株価法では、平成28年5月30日を基準日として、基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,341円(小数点以下四捨五入、以下単純平均値の計算において同じとします。)、基準日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,288円、基準日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,396円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を1,288円から1,396円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,496円から2,255円までと分析しております。

DCF法では、対象者の平成29年3月期から平成31年3月期までの事業計画等を踏まえて公開買付者が独自に検討した事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成29年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一

定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,516円から2,382円と分析しております。

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成28年5月31日に本公開買付け価格を1,920円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格1,920円は、本公開買付けの予定の公表日の前営業日である平成28年5月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,474円に対して30.26%（小数点以下第三位四捨五入、以下比率の計算において同じとします。）、平成28年5月30日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,341円に対して43.18%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,288円に対して49.07%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,396円に対して37.54%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付けの開始の公表日の前営業日である平成28年11月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,572円に対して22.14%のプレミアムを加えた価格となります。

## ② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

平成28年3月中旬、公開買付者から対象者に対し、両社の連携強化に関する経営方針の明確化と事業連携施策を共同で実行するために公開買付けを行いたいとの提案を行い、当該提案に対する両社経営トップレベルでの協議を開始したことを契機として、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券を選任しました。それを受け、公開買付者及び対象者は、平成28年4月上旬から本公開買付けについて本格的な協議を重ね、両社の企業価値向上に向けた事業運営に係る施策について様々な角度から検討を行ってまいりました。その結果、公開買付者及び対象者は、両社及びNECグループの経営資源を結集することによる両社の事業基盤の強化を実現するためには、対象者を公開買付者の連結子会社として改めて位置づけ直し、それを社内外に示す必要があるとの判断から、本公開買付けを通じた公開買付者と対象者との資本関係の強化が重要であるとの結論に至ったことから、以下の経緯により、本公開買付け価格を決定し、公開買付者は平成28年11月28日開催の取締役会において、本公開買付けを平成28年11月29日より開始することを決議いたしました。

### （i）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

SMB C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、SMB C日興証券から平成28年5月30日に株式価値算定書を取得しました。なお、SMB C日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、SMB C日興証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

### （ii）当該意見の概要

SMB C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っております。採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 1,288円～1,396円

類似上場会社比較法 : 1,496 円～2,255 円

DCF法 : 1,516 円～2,382 円

(iii) 当該意見を踏まえて本買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成28年5月31日に本公開買付価格を1,920円とすることを決定いたしました。

### ③ 算定機関との関係

公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,000,000株	一株	10,000,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(10,000,000株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付け期間の末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	36,291個	(買付け等前における株券等所有割合 39.80%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	142個	(買付け等前における株券等所有割合 0.16%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	46,291個	(買付け等後における株券等所有割合 50.77%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	142個	(買付け等後における株券等所有割合 0.16%)
対象者の総株主等の議決権の数	90,466個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には、本日現在公開買付者が所有する株券等(22,491,671株)に係る議決権の数(22,491個)及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第7条第1項第3号に基づき公開買付者の所有に準ずる株券等に該当する公開買付者退職給付信託に拠出している株券等(13,800,000株)に係る議決権の数(13,800個)の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者及び対象者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数

(10,000,000株)に係る議決権の数(10,000個)に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(36,291個)を加えた議決権の数を記載しております。

(注4)「対象者の総株主等の議決権の数」は、本四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び対象者の新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成28年11月11日現在の対象者の発行済株式総数(92,302,608株)に、本有価証券報告書に記載された平成28年5月31日現在の新株予約権(253個)及び本四半期報告書に記載された平成28年7月10日付で発行した新株予約権(70個)の合計(323個)から平成28年6月1日以降平成28年11月11日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使による減少(11個)を除いた数の新株予約権(312個)の目的となる株式数(312,000株)を加算し、本決算短信に記載された平成28年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(1,442,475株)を控除した株式数(91,172,133株)に係る議決権の数(91,172個)を分母として計算しております。なお、対象者によれば、平成28年11月11日現在の対象者が所有する自己株式数は、平成28年9月30日から変動はないとのことです。

(注5)各特別関係者の保有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る株券等の全部又は一部の買付けを行うこととなります。かかる買付けを行った場合には、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は142個を下回ることとなります。

(注6)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 19,200百万円

(注)買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(10,000,000株)に、1株当たりの本公開買付価格(1,920円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法等

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成29年1月23日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合には、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される

場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

##### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,000,000 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（1,000 株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、中国の独占禁止法に基づく中華人民共和国商務部（以下「中国商務部」といいます。）に対する公開買付者の届出に関し、中国商務部からの承認が得られず、かつ、審査期間が終了しない場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

##### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

なお、日興イーリートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーリートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 28 年 11 月 29 日（火）

(11) 公開買付代理人

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については上記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### (i) 本公開買付けへの賛同表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年11月28日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会においては、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること等から、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

##### (ii) 本公開買付け及び公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書

公開買付者と対象者は、平成28年5月31日付けで、本公開買付け及び公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関して、公開買付者の対象者に対する議決権保有比率を51%以下とし、対象者株式の上場を維持することを基本方針とし、基本方針に変更が生じる場合には、公開買付者は対象者の意向を尊重する旨、対象者は役員人事等につき公開買付者に対し事前に報告のうえ、実行する旨、対象者は経営計画に関する目標設定や業績コントロール等事業運営に係る事項につき自らの責任で意思決定及び執行する旨、公開買付者による対象者の連結子会社化後に開催される対象者の最初の株主総会以降、対象者に対して取締役を1名派遣する旨、公開買付者は対象者の少数株主の権利については十分に配慮する旨等について合意した本覚書を締結いたしました。本覚書の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「(i) 本公開買付け及び公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書」をご参照ください。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上

#### 【勧誘規制】

本資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘または購入申込みもしくは勧誘に該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、本資料（もしくはその一部）またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【その他の国】

国または地域によっては、本資料の発表、発行または配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

#### 【対象者の米国株主を対象とする情報】

本公開買付けは、日本法で定められた手続および情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続および基準は、米国を含む日本以外の管轄地における手続および情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

#### 【日本語の優先】

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部または一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

#### 【将来予測】

本資料には日本電気株式会社（以下NECといいます。）および連結子会社を中心とする関係会社で構成されるNECグループの戦略、財務目標、技術、製品、サービス、業績等に関する将来予想に関する記述が含まれています。将来予想は、NECが金融商品取引所や関東財務局長等の規制当局に提出する他の資料および株主向けの報告書その他の通知に記載されている場合があります。これらの記述は、現在入手可能な仮定やデータ、方法に基づいていますが、そうした仮定やデータ、方法は必ずしも正しいとは限らず、NECは予想された結果を実現できない場合があります。また、これら将来予想に関する記述は、あくまでNECの分析や予想を記述したものであって、将来の業績を保証するものではありません。このため、これらの記述を過度に信頼することは控えるようお願いいたします。また、これらの記述はリスクや不確定な要因を含んでおり、様々な要因により実際の結果とは大きく異なりうることをあらかじめご了承ください。実際の結果に影響を与える要因には、(1)経済動向、市況変動、為替変動及び金利変動、(2)NECグループがコントロールできない動向や外部要因による財務及び収益の変動、(3)企業買収等が期待した利益をもたらさない、又は、予期せぬ負の結果をもたらす可能性、(4)戦略的パートナーとの提携関係の成否、(5)海外事業の拡大が奏功しない可能性、(6)技術革新・顧客ニーズへの対応ができない可能性、(7)製造工程に関する問題による減収又は需要の変動に対応できない可能性、(8)製品・サービスの欠陥による責任追及又は不採算プロジェクトの発生、(9)供給の遅延等による調達資材等の不足又は調達コストの増加、(10)事業に必要となる知的財産権等の取得の成否及びその保護が不十分である可能性、(11)第三者からのライセンスが取得又は継続できなくなる可能性、(12)競争の激化により厳しい価格競争等にさらされる可能性、(13)特定の主要顧客が設備投資額若しくはNECグループとの取引額を削減し、又は投資対象を変更する可能性、(14)顧客が受け入れ可能な条件でのベンダーファイナンス等の財務支援を行えない可能性及び顧客の財政上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化、(15)優秀な人材を確保できない可能性、(16)格付の低下等により資金調達力が悪化する可能性、(17)内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、税務、情報管理、人権・労働環境等に関連して多額の費用、損害等が発生する可能性、(18)自然災害や火災等の災害、(19)会計方針を適用する際に用いる方法、見積及び判断が業績等に影響を及ぼす可能性、債券及び株式の時価の変動、会計方針の新たな適用や変更、(20)退職給付債務にかかる負債及び損失等が発生する可能性、(21)本資料において予定している取引が成功裏に完了しない可能性、(22)本資料において予定している取引から期待される利益が実現しない可能性等があります。新たなリスクや不確定要因は随時生じるものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、本資料中の将来予想は、本資料の日付の時点でNECが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、NECは、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。

本資料に含まれる経営目標は、予測や将来の業績に関する経営陣の現在の推定を表すものではなく、NECが事業戦略を遂行することにより経営陣が達成しようと努める目標を表すものです。本資料に含まれる記述は、有価証券の募集を構成するものではありません。いかなる国・地域においても、法律上証券の登録が必要となる場合は、有価証券の登録を行う場合または登録の免除を受ける場合を除き、有価証券の募集または売出しを行うことはできません。